

退職後のゆとりある生活を応援します

小規模企業共済

小規模企業共済は、事業の廃止・退職後の生活安定資金を積み立てて準備する共済制度です。

Point! 1 安心確実な運営

国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が小規模企業共済法に基づき運営しています。昭和40年の制度発足以降、多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。
インターネットからもお申し込みいただけます。

Point! 2 掛金全額所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除されます。税制上優遇措置があり大変お得です。



Point! 3 経営者の退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。受取時も税制メリットがあります。

廃業・退職時の受取りが最も有利

満期や満額はありませぬ

共済金を一括で受取る場合、退職所得扱いとなります

共済金を分割で受取る場合、公的年金等の雑所得扱いとなります

どんな人が加入出来るの?



常時使用する従業員が20名以下の個人事業主・会社等の役員・個人事業主と共同して事業を行う共同経営者(2名まで)が加入できます。

※サービス業(除 宿泊業・娯楽業)・商業の場合は、常時使用する従業員が5名以下
※※常時使用する従業員とは、共同経営者(2名まで)、家族従業員、パート・アルバイトなどの臨時に期間を定めて雇い入れている方を除いた、正社員として雇用されている方

毎月の掛金はいくらから?



月額1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に設定可能。加入後もいつでも変更できます。

資金に困ったら...

掛金の納付期間に応じた貸付限度額の範囲内で、事業資金等を借り入れることができます。



下記取扱い機関、またはインターネットからお申し込みください

- 金融機関 ■商工会 ■商工会議所 ■青色申告会
- 農協(JA) ■中小企業の組合 など

小規模共済

検索

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください▶

お電話によるお問い合わせ(共済相談室)

050-5541-7171

(平日) 午前9時～午後5時

